

実施要領別紙

【債】文書管理システム導入及び運用保守業務委託プロポーザル評価基準

1 目的

この評価基準は、【債】文書管理システム導入及び運用保守業務委託の受注予定者等を特定するために、必要な項目を定めるものである。

2 審査方法

提案の参加要件を満たしている者の認定を行った後、次に掲げる審査を行う。

(1) 書類審査

提出された書類のうち、業務実績表、機能要件確認表、見積書及び見積金額内訳書により、客観評価の得点を算出する。

(2) プレゼンテーション審査

提出された提案書に基づくプレゼンテーション（提案内容の説明、システム実機を用いたデモンストレーション、質疑応答）の審査を行う。なお、審査の実施順番は、参加申込書の受付順に実施する。

3 審査項目及び評価方法

審査における項目及び評価方法は、次のとおりとする。

(1) 書類審査

評価項目	評価の視点	配点
業務実績	過去5箇年における同種かつ同規模以上の業務の実績について評価する。	80
機能	市が必要な機能を具備するシステムであるか評価する。 ※ (3) 機能評価方法参照	200
見積金額	適切な範囲内での見積額であるか、他者と比べて安価であるか評価する。	400

(2) プレゼンテーション審査

評価項目	評価の視点	配点	
基本方針	市の現状、システム導入の目的や方針を理解し、適切な方針となっているか評価する。	10×8	
導入	実施体制	業務を確実に遂行するために十分な実施体制（知識・経験・人数）となっているか評価する。	10×8
	計画性	本稼働に至るまで適切なスケジュールとなっているか、進捗管理に関する方法等について評価する。	5×8

	教育研修	職員の研修に関する方針、内容等について評価する。	5×8
	導入支援	文書管理の見直しや電子決裁の運用等に係る支援及び助言の方針等について評価する。	15×8
運用 保守	サポート体制	保守サポート体制の基本的な方針、内容が適切なものとなっているか評価する。	10×8
	障害時対応	システムに障害が発生した場合の対応方策が適切なものとなっているか評価する。	10×8
	運用支援	システムの機能改善、職員の負担軽減に資する支援の方針等について評価する。	10×8
セキュリティ		セキュリティ対策が適切に講じられているか評価する。	10×8
操作性・利便性		提案されるシステムの操作性・利便性について評価する。	50×8
独自提案		本業務に係る独自提案について評価する。	25×8
プレゼンテーション		プレゼンテーションにおける説明や質問回答の内容、意欲について評価する。	5×8

(3) 機能評価方法

提出された「機能要件確認表」に基づき、次の算定式により算出された結果を評価点数とする。

ア 機能評価算定式

機能評価点 = 200点 × (機能要件書の獲得点数 ÷ 機能要件書の満点 [907点])

※小数点以下の端数は、小数点第1位を四捨五入して算出する。

イ 機能要件書における各機能の点数

対応区分	内容	必須機能	推奨機能
◎	標準機能で対応可能 ※今後のバージョンアップにより標準機能となる予定である場合を含む。	5点	4点
○	提案上限額の範囲内でのオプション又はカスタマイズにより対応可能	4点	3点
△	標準機能による代替運用で対応可能（提案上限額の範囲内でのオプション又はカスタマイズ対応不可）	1点	2点
×	いずれの方法でも対応不可能	4点減点	0点

※プレゼンテーションにより、市の意図と合致していないことが確認された場合

は、確認結果に基づき最終的な得点計算を行うこととする。

※「対応区分」欄が空欄の場合は、「×」として取り扱うものとする。

※重要度を「必須」としている機能項目の全てを実現できなくても、企画提案はできるものとする。

(5) 操作性・利便性評価方法

システム実機を用いたデモンストレーションにより、次の内容について評価を行う。なお、当該デモンストレーションは、プレゼンテーションの一部とし、制限時間内に行わなければならないこととする。

- ・機能全般（メニューや未処理文書の表示方法、画面遷移など）
- ・文書の收受、起案、電子決裁、施行までの流れ
- ・簿冊管理・文書検索
- ・その他 PR 事項

(6) 合計点

書類審査	680点
プレゼンテーション審査	1,320点（165点×8名）
合計（満点）	2,000点

4. 受注予定者等の特定

- (1) 書類審査及びプレゼンテーション審査の合計得点が最も高い者を受注予定者とし、第2位の者を次点者とする。なお、合計得点が同点の者が2者以上いるときは、プレゼンテーション審査の点数の高い者を優先とする。
- (2) 合計得点が最も高い者であっても、合計得点が1,200点に満たない者は受注予定者としない。